

# 第1章 計画策定にあたって



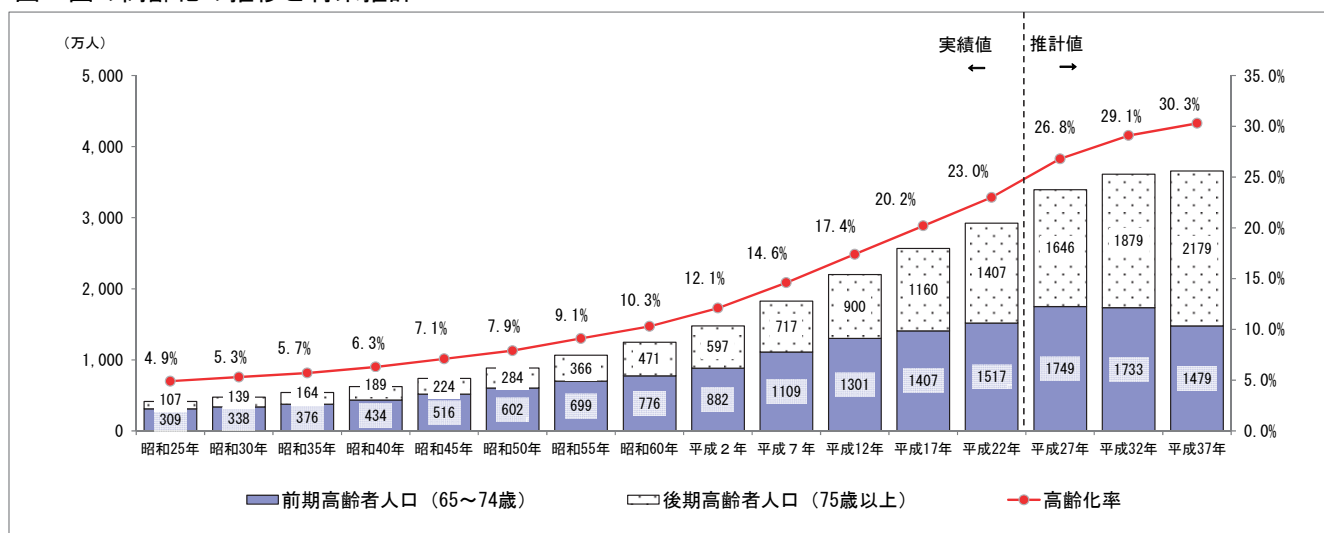
# 1 計画策定の背景

## 1-1 超高齢社会の到来

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成7年の1,826万人（総人口の14.6%）から平成22年の2,924万人（23.0%）へと、この15年間に大幅に増加しています。また、平成27年は団塊世代（昭和22年～24年生まれの第1次ベビーブーム）といわれる人たちが高齢期を迎えるなど、ますます高齢化が進んでいくと予想されます。

65歳以上の高齢者の中でも後期高齢者（75歳以上）は増加を続け、平成32年には前期高齢者（65～74歳）を上回り、その後も増加傾向が続くものと予測されます。

図：国の高齢化の推移と将来推計



資料：平成22年までは「国勢調査」、平成27年以降は「人口問題研究所・日本の将来推計人口」

## 1-2 高齢者を取り巻く課題

高齢者の増加とともに、認知症高齢者も増加傾向にあります。国の推計（平成24年）では認知症高齢者は、平成22年の280万人に対して、平成27年には345万人、平成37年には470万人になると推計されており、認知症高齢者対策は非常に重要な課題となっています。

また、高齢化に伴う問題として、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が挙げられます。地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方が今後ますます重要になってくると考えられます。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、老人福祉法に規定された「老人福祉計画」及び介護保険法に規定された「介護保険事業計画」を合わせて一体的に策定したものです。

また、本計画は、上位計画となる「瑞浪市第6次総合計画」や、関連する他の計画との調和を保ちながら、本市の高齢者に対する福祉施策の基本的な方向を明らかにし、平成27年度から平成29年度までの3年間の各年度の具体的な目標を定めたものです。

### ■「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の法的位置付け

#### (1) 老人保健福祉計画

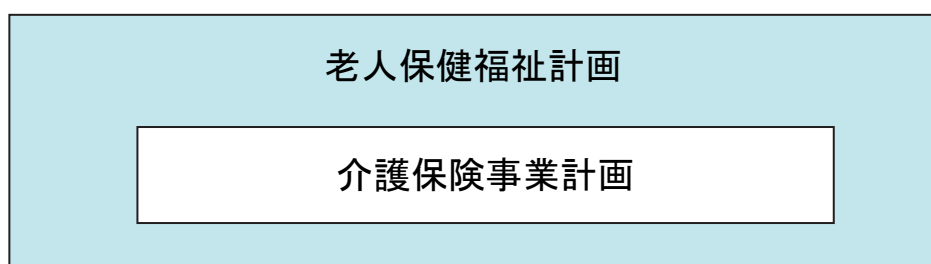
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づいて「老人福祉計画」として策定します。高齢者保健福祉施策を総合的に推進する上で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力し合って取り組むための共通指針としての性格を持ちます。

#### (2) 介護保険事業計画

本計画は、介護保険法第117条第1項に基づいて「介護保険事業計画」として、本市における介護保険事業の円滑な実施等について明示することを目的に策定するものです。

本計画は「第6期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定するとともに、県の介護保険事業計画、市の総合計画及び他の関連計画と整合性を図りながら策定するものとします。

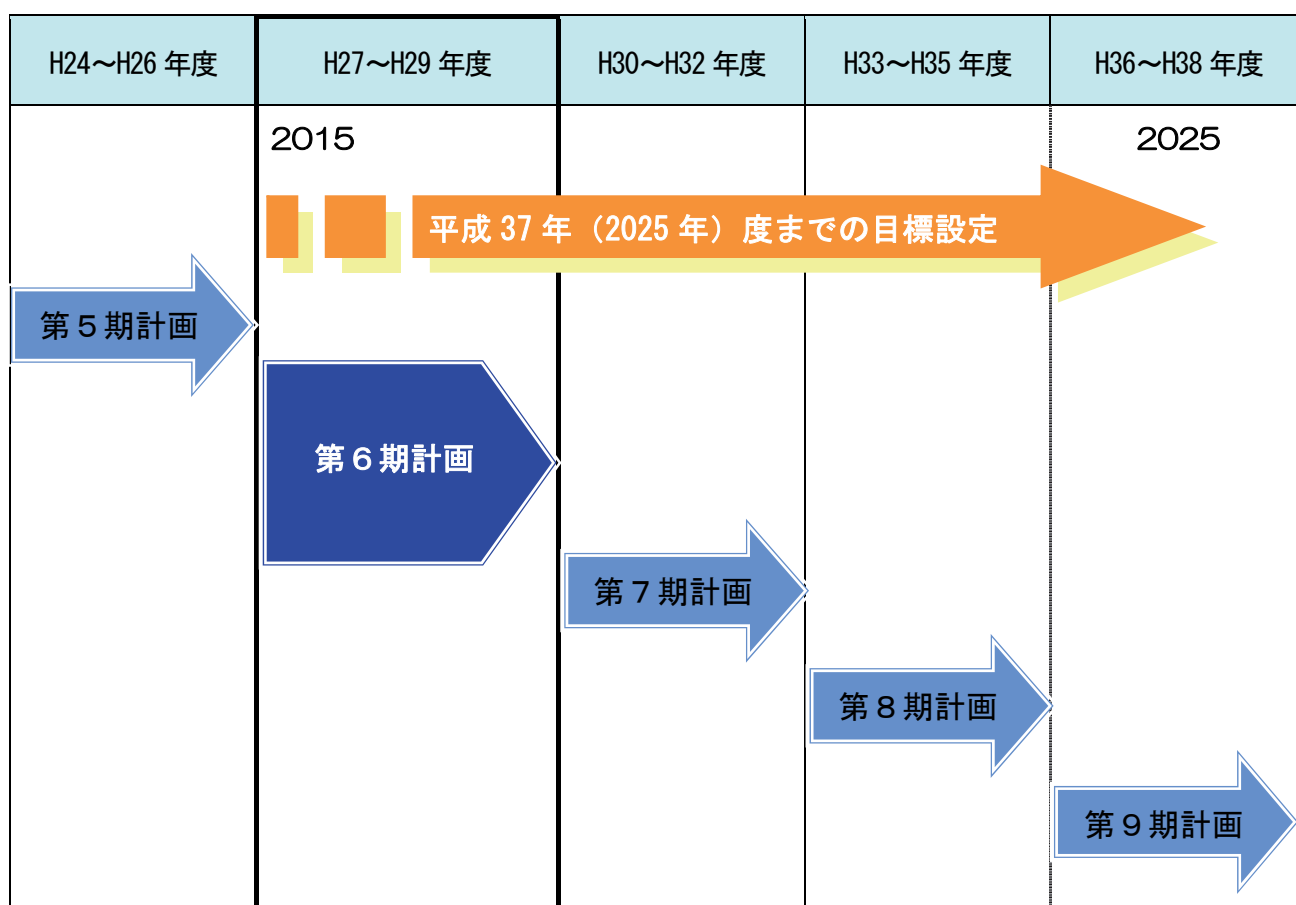
### 老人保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図



※老人保健福祉計画という名称については、平成20年4月に老人保健法における老人保健計画の規定が廃止され、法律上では「保健」を入れる必要はなくなりましたが、本市においては、高齢者保健福祉施策を一体的に推進していくためにも今後も継続して「老人保健福祉計画」とします。

### 3 計画の期間

第6期計画は、平成27年度～平成29年度の3年間の計画であり、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、高齢化がピークを迎える平成37年（2025年）度に向けて中長期的な計画のスタートとなります。



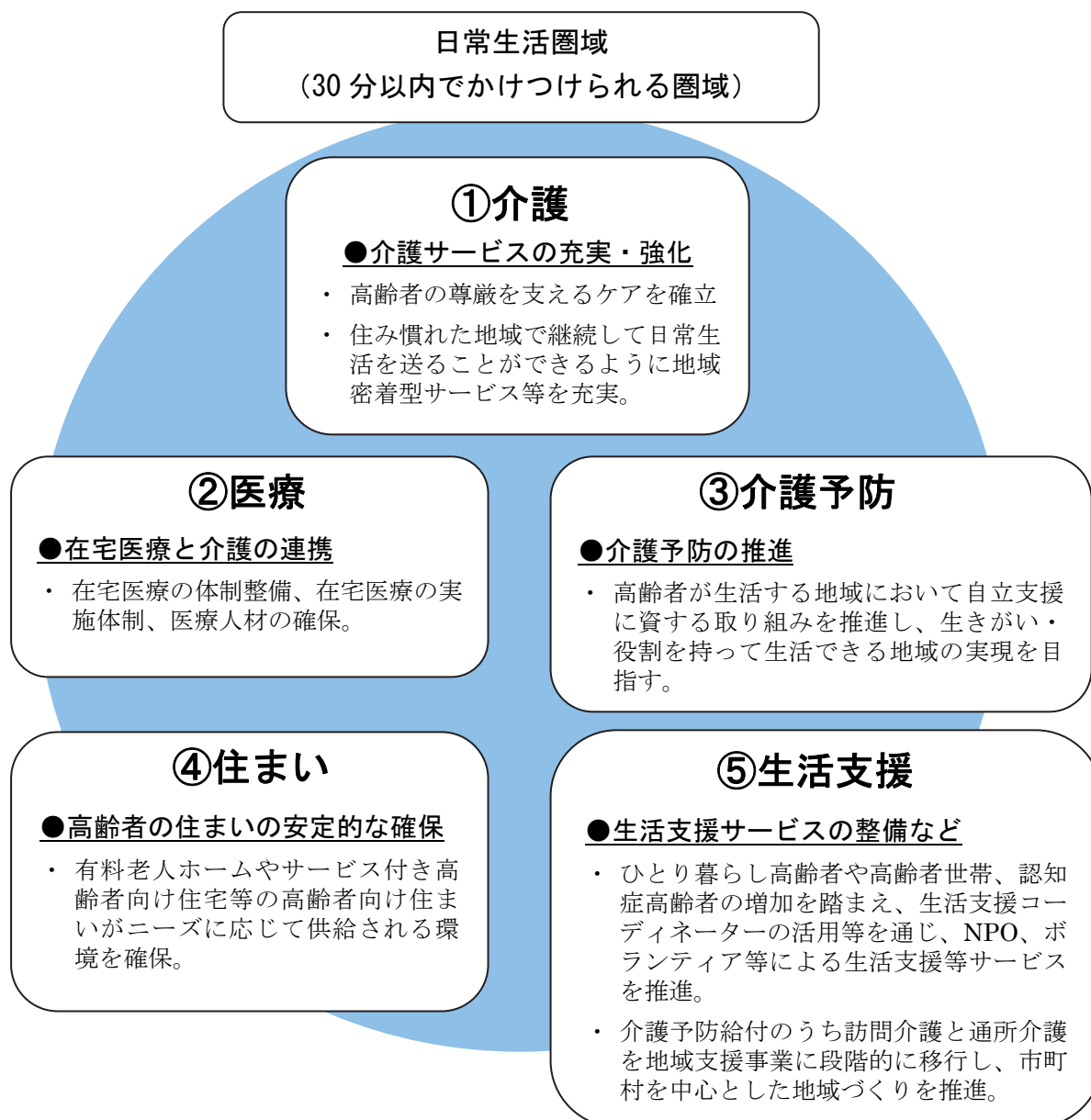
## 4 第6期計画の策定の基本指針

### 4-1 地域包括ケアシステムの構築

第6期の介護保険事業計画は、第5期計画で打ち出した「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みを一層進める計画の位置づけとなります。また、認知症施策を充実させるため、認知症ケアパスの確立を目指す等、早期の支援に結びつく体制構築を進める必要があります。

また、「地域包括ケア」の考え方については、これまでも示されてきましたが、平成27年度からの第6期計画においては更に強化して取り組んでいく必要があります。

#### 【地域包括ケアシステムイメージ】



## 4-2 計画における重点事項

第6期計画は「地域包括ケア計画」として位置づけ、平成37年度に向けて地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく必要があります。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

### 1 地域包括ケアシステムの基本的理念

◆地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築に努める。

#### (1) 介護給付等対象サービスの充実・強化

◆高齢者が要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等地域における継続的な支援体制の整備を図る。その際、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえたサービスを検討する。

#### (2) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

◆今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で連携を図ることができる体制を整備する。

#### (3) 介護予防の推進

◆高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいのある生活を営むことができる生活環境の場の調整、地域づくり等により高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた対策が重要である。

#### (4) 高齢者の住まいの安定的な確保

◆住まいは、保健・医療・介護等のサービスが提供されることが前提であり、高齢者向け住まいが、地域のニーズに応じて適切に供給される環境を確保する。

#### (5) 日常生活を支援する体制の整備

◆日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備するため、市町村が中心となって事業主体の支援・協働体制の充実・強化を進める。

## 2 認知症施策の推進

◆今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等、本人・家族への支援を実施する体制を構築する。

## 3 平成 37 年度を見据えた目標

◆平成37年度までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標とする。

◆地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築する。

## 4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

◆多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークを構築する。

◆市を中心として、事業者、専門職、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、地域づくりに取り組む。

◆サービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者の社会参画などを進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。

## 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

◆市においても、県と連携しながら、支え手となるボランティア、NPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等を必要な施策に取り組む。

## 6 介護サービス情報の公表

◆地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報について、情報公表システムの活用により市が主体的に情報収集と情報発信に努める。

## 7 介護給付費適正化計画

◆市の介護給付費適正化計画に基づき、介護給付適正化事業のより一層の推進に取り組む。

## 8 市町村相互間の連携及び市と県との間の連携

◆介護保険事業の運営主体である市は、地域の資源を有効に活用するためにも、近隣の市町村と連携して、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策等の地域包括ケアシステムの構築に取り組む。また、近隣市町村と同様に県との連携も図る。



## 5 計画の策定体制

### 5-1 策定委員会の設置

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、医療・保健・福祉関係者、被保険者（市民）代表、有識者、行政機関による、瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、高齢者施策全般に対して検討を重ねました。

### 5-2 高齢者実態調査の実施

本計画には地域住民の意見を盛り込むことが必要であり、介護保険事業計画の見直しに先立ち、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握することにより、今後、介護保険制度が利用者にとってより良いものとなるよう、介護保険事業運営の基礎資料とするために高齢者実態調査を実施しました。

区 分	一般高齢者	要介護認定者	日常生活圏域ニーズ	介護支援専門員	サービス提供事業者
調査地域	瑞浪市全域				
調査対象	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	要介護認定を受けている者	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない高齢者及び要支援1～要介護2までの高齢者	本市の要支援・要介護認定者をケアマネジメントしている介護支援専門員	本市の要支援・要介護認定者に対してサービスを提供している事業者
対象者数	1,000	800	1,000	55	50
回収数	701	495	761	51	36
回収率	70.1%	61.9%	76.1%	92.7%	72.0%
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出	全数調査	無作為抽出
調査方法	郵送配付・回収				
調査時期	平成25年11月				